

相続 管業 R01-01-1 <<#812>>

【問】正誤をつけよ。

未成年者が法定代理人の同意を得ずに相続を放棄した場合において、当該未成年者及びその法定代理人は、制限行為能力を理由に、相続の放棄の意思表示を取り消すことができない。

【答え】誤り

<<関連事項>> 相続の承認又は放棄をすべき期間 管業【★入門】 宅建【★入門】

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月(熟慮期間・考慮期間)以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。(民法915条1項本文)

<<ポイント>> 相続の承認及び放棄の撤回及び取消し

管業【★基礎必須】 宅建【★基礎必須】

- 1 相続の承認及び放棄は、第915条第1項の期間内でも、撤回することができない。
- 2 前項の規定は、第一編(総則)及び前編(親族)の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。(民法919条1項、2項)

⇒ 制限行為能力、意思表示の規定により、取り消すことはできる